

# 森林・林業に関する提言

我が国の森林は、戦後造成された人工林の多くが本格的な利用期を迎えており、そのため、この豊富な森林資源を循環利用することにより、国土の保全や地球温暖化防止等の森林の有する多面的機能を確保しつつ、様々なSDGsの達成に貢献していくため、生業として成り立つように林業の成長産業化と森林の適切な管理を両立していくことが求められている。

また、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、森林には大気中の二酸化炭素の吸収源として大きな役割が期待される一方、人工林の高齢化等が進み、森林吸収量が長期的に減少傾向にあることから、その向上を図ることが重要となっている。

しかしながら、林業の担い手不足や効率的かつ適正な森林整備の推進、木材の安定供給体制の構築、激甚化・頻発化する山地災害に対する防災力の強化、原油価格・物価高騰やウッドショックにより影響を受けている林業者等への支援など、多くの課題が山積している。

よって、国は、我が国の森林・林業の持続的かつ健全な発展のため、下記の事項について積極的な措置を講じられたい。

## 記

### 1 森林整備等に係る財源と実施体制の確保

#### (1) 森林整備等に係る地方財源の安定的な確保等

① 森林環境税は、令和6年度から国民に等しく負担を求めるものであることから、国民の理解が得られるよう、周知・説明を十分に行うこと。

また、森林環境譲与税の譲与基準等の見直しについては、これまでの活用実績等も十分踏まえつつ、本譲与税の目的である適切な森林整備等の一層の推進が図られるよう、必要な検討を行うこと。

② 森林環境譲与税を財源として実施する森林整備等に係る歳出については、引き続き、地方財政計画に的確に反映させること。

③ 森林環境譲与税を活用した優良事例等について、引き続き情報提供を行うこと。

(2) 森林経営管理制度の事業実施体制を強化するため、林業部門担当職員の育成や地域林政アドバイザー制度の充実など、支援措置を拡充すること。

(3) 木材の安定供給や効率的な森林施業の実施に不可欠な間伐、路網整備、主伐、再造林を推進するため、財政措置を拡充すること。

また、条件不利地等における公的森林整備については、確実に実施できるよう、目指すべき姿を明確にし、必要な財源を確保すること。

- (4) 主伐後の再造林が着実に実施されるよう、造林作業の省力化・低コスト化の推進や優良種苗の生産体制の整備など、支援措置を拡充すること。

また、主伐後の天然更新に係る技術的支援を拡充すること。

- (5) 国の森林整備等に関する施策の立案・実施に当たっては、市町村の意見を十分に聴取・反映すること。

## 2 経営安定対策及び人材確保・育成の推進

- (1) 林業経営体等が安定的に収益を確保できるよう必要な措置を講じること。
- (2) 経営人材に対する研修や新規就業者の定着に向けた環境整備、異業種からの参入促進、官民連携の推進など、林業の担い手を確保・育成するための支援を拡充すること。
- (3) 森林作業道作設オペレーター等の現場技能者、森林総合監理士（フォレスター）、森林施業プランナー等の林業技術者の確保・育成に係る支援を強化すること。
- (4) 先端技術を活用したスマート林業の推進等による労働環境の改善を推進すること。

また、労働安全衛生に係る周知啓発を強化するとともに、林業経営体等が行う対策への支援を拡充すること。

- (5) 施業地の奥地化に伴い、急傾斜地に適した架線集材の需要が見込まれることから、熟練技能者からの技術の継承や技術の高度化に向けた研修の実施など、架線集材の技能者の育成に係る施策を推進すること。
- (6) 次世代の林業を担う子どもへの森林環境教育に係る取組を積極的に支援すること。

## 3 森林関連情報の整備等

- (1) 森林所有者や境界の明確化に当たっては、ＩＣＴの活用等により、その施策を強力に推進するとともに、効率的な施業集約化に向け、これらの情報の共有が図られるよう、必要な施策を検討すること。

また、林地における地籍調査の推進のため、当初予算について必要額を確保するとともに、手続きを簡素化・合理化すること。

- (2) 林地台帳の更新等に必要な情報収集や情報共有のためのシステム整備等に係る支援を継続・強化すること。

また、林地台帳の情報提供に当たっては、森林の計画的な整備・保全に活かせるよう、柔軟な対応ができるようにすること。

(3) 地球温暖化や気候変動による、森林における植生の変化やその影響について、引き続き国が主体となって調査するとともに、更なる分析を行うこと。

#### 4 木材需要の拡大及び安定供給体制の構築

(1) 原油価格・物価高騰やウッドショックの影響により、木材の需要や流通に大きな影響が生じていることから、川上から川下までのマッチング支援や情報共有など、需給ギャップ解消に資する施策を推進するとともに、木材価格の地域間格差の解消を図るよう財政支援策等を講じ、国産材の安定供給体制を強化すること。

(2) 国内の木材需要に対応するため、地域材の安定的かつ効率的な供給に向けた、加工流通施設・設備、木材保管倉庫等の整備に係る支援を拡充すること。

(3) 新たな木材需要の創出や拡大のため、付加価値の高い商品化やC L Tの普及、建築物等の木造化・木質化、木材の地域内循環、木質バイオマスの利用に係る支援など、国産材利用の促進に係る諸施策を充実すること。

特に、木質バイオマスについては、広葉樹を含めたエネルギー利用やセルロースナノファイバー等のマテリアル利用を促進するとともに、原料となる未利用間伐材等の収集・運搬の効率化を推進するため、機器の開発・導入等に係る支援を拡充すること。

#### 5 木材産業の競争力強化と輸出促進

(1) TPP11協定、日EU・EPA、日英EPA、RCEP等の発効後においても、我が国の林業・木材産業が将来にわたり持続的発展ができるよう、十分な国内対策を講じること。

また、国際貿易交渉に当たっては、国内の林業・木材産業の将来にわたる持続的発展、国際競争力の強化等に万全の措置を講じること。

(2) 輸出に係る情報の収集・提供やブランド化の推進、認知度向上など、日本産木材製品の輸出促進に係る支援を強化すること。

(3) 森林認証制度や森林認証材の需要拡大を推進するとともに、認証取得や維持に係る支援等を推進すること。

#### 6 治山事業及び災害復旧等の推進

(1) 自然災害の頻発化・激甚化に対応するため、「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」を着実に実施すること。

特に、山地防災力の強化のため、荒廃山地の復旧・予防対策や予防治山対策、海岸防災林の整備など、総合的な治山事業を効果的に実施するとともに、財政措置を拡充すること。

(2) 盛土等による山地災害を防止するため、盛土規制法の円滑な実施に向け、関係省庁が連携して、地方自治体や土地所有者等の取組に対する支援・普及啓発などに取り組むこと。

また、発災した場合においては、被災者を支援すること。

(3) 被災した森林作業道や林道施設、共同利用施設等の撤去・復旧・整備や被害調査の実施など、早期復旧・再度災害防止に向けて積極的に支援すること。

(4) 山地災害による倒木や流木については、国の責任において、除去・処理を行うとともに、流木捕捉式治山ダムの設置や流木発生の抑制など、流木対策を強力に推進すること。

また、沢沿いの林地残材については、大雨などにより河川等へ流出しないよう、必要な対策を講じること。

## 7 鳥獣被害対策の推進

(1) 鳥獣被害の深刻化・広域化に対応するため、国が主体となり、被害の防止に係る抜本的な取組の強化や捕獲鳥獣の処分効率化に資する対策を講じるとともに、必要な財政措置を講じること。

特に、シカ等による森林被害対策については、捕獲効率の向上や生息状況把握の省力化に資する必要な支援を強化するとともに、十分な財政措置を講じること。

(2) 安全・安心なジビエ供給体制の整備など、捕獲した野生鳥獣肉の利用拡大に係る施策を推進すること。

(3) 鳥獣被害対策に係る担い手の確保及び専門的人材の育成のための財政支援等を講じるとともに、安全対策を推進すること。

## 8 病害虫被害対策の推進

(1) 松くい虫被害対策については、抵抗性品種の開発を推進するとともに、周辺環境に配慮した防除を実施するなど、総合的な防除対策を強力に推進すること。

(2) ナラ枯れ被害対策については、被害の発生について迅速に把握するとともに、早期の防除や萌芽更新等の対策を推進すること。

(3) 特定外来生物に指定されている外来カミキリについては、被害が広域化しないよう、防除対策を強化すること。

(4) 道路沿いや山林内の枯損木等の倒木・落枝対策を推進するとともに、有効利用を推進すること。

(5) 特用林産物栽培における害虫被害対策については、被害の発生について迅速に把握するとともに、早期の防除対策を推進すること。

## **9 山村の活性化及び里山林等の保全・管理**

- (1) 森林空間を健康、観光、教育等の多様な分野で活用する森林サービス産業の創出等に係る支援を拡充するなど、山村の活性化に係る諸施策を充実すること。
- (2) 森林・山村多面的機能発揮対策交付金については、地域住民等による森林保全管理活動等の取組に対する支援を強化するとともに、十分な財政措置を講じること。
- (3) 荒廃竹林整備のため、竹材の利活用を推進するとともに、伐採・除去・抜根など、竹林の適正な管理に対して十分な財政措置を講じること。

## **10 花粉発生源対策の推進**

花粉の少ない森林に転換するため、スギ人工林の伐採・植替え、花粉の少ない苗木の生産拡大とともに、需要量の増加に対応した安定的かつ柔軟な供給体制の整備をするなど、総合的な花粉発生源対策を推進すること。

## **11 民有林地の開発行為の規制の徹底・強化**

再生可能エネルギー由来の発電設備に係る林地開発については、森林法施行令の改正や盛土規制法が制定されたことにより、開発行為に対する規制の強化が図られてはいるものの、未だに、事業実施に対する地域の懸念は顕在化している。

については、関係省庁が引き続き共同で発電設備の適正な導入及び管理のあり方や更なる対応強化に向けた検討を行うこと。

特に、森林法については、「伐採及び伐採後の造林の届出等」の制度が開発行為の規制を目的とした制度ではないことから、本制度を利用し許可を逃れる脱法的な開発行為が行われることがないよう、都道府県知事の開発行為の許可に関する規定の強化について早急に検討すること。

あわせて、現行制度下における脱法行為防止に向けて、一層の啓発に努めるとともに、許可基準等の適正な運用を促すこと。

## **12 東京電力福島第一原子力発電所事故からの復興**

- (1) 原子力災害からの復興のため、森林における除染については、実効性の高い除染技術を確立するとともに、必要な財政措置等を講じること。
- (2) 特用林産物生産の経営基盤の強化に係る支援を充実するとともに、風評被害対策を強化すること。
- (3) 林業に係る営業損害については、確実に賠償するよう、東京電力を強く指

導すること。

### 13 原油価格・物価高騰等対策

原油価格・物価高騰等の影響を受けた林業者等に対して、経営安定化に向けた支援が実施されるよう、十分な財源を確保し、万全の措置を講じること。

令和5年11月14日

全 国 市 長 会  
林政問題に関する研究会